

白馬村持続可能な観光地経営に関する 条例 白馬村宿泊税条例

白馬村役場税務課

長野県白馬村は、宿泊税を導入するため、「宿泊税条例」を制定した。また、同時に「持続可能な観光地経営に関する条例」を制定し、宿泊税の用途を定めるとともに、用途を審議する観光地経営会議を村の附属機関と位置づけ、さらに観光地経営会議が策定する観光地経営ビジョンをこの条例を根拠とした計画とした。

近年、多くの観光地で来訪者の増加に伴う地域課題への対応と、持続可能な観光地づくりのための安定的な財源確保が重要なテーマとなっています。長野県白馬村では、観光地経営の理念と政策体系を定める条例と、その施策を支える宿泊税制度を組み合わせることにより、持続可能な観光地経営を推進する制度を整備しました。本稿では、「白馬村持続可能な観光地経営に関する条例」と「白馬村宿泊税条例」の制定背景、制度設計の特徴、そして今後の展望について紹介します。

1 条例制定に至った背景と経緯

長野県白馬村は、北アルプスの雄大な自然

環境に囲まれた山岳観光地であり、世界水準のスノーリゾートとして国内外から多くの観光客が訪れる国際的観光地です。近年はインバウンド需要の拡大により来訪者数が増加し、地域経済への波及効果が期待される一方で、交通混雑、自然環境への負荷、観光防災、来訪者マナーへの対応など、観光地特有の課題も顕在化してきました。

こうした状況の中で、白馬村では観光を地域の基幹産業として持続的に発展させるとともに、村民の生活環境との調和を図りながら観光地経営を推進していく必要があるとの認識のもと、制度の検討を進めてきました。

制度検討に当たっては、「白馬村観光地経

営会議」や「白馬村観光振興のための財源確保検討委員会」において議論を重ね、宿泊事業者を始めとする観光関係者や村民からの意見聴取を行いながら制度の方向性を整理しました。その結果、観光地経営の理念や推進体制を明確化する条例と、その施策を支える安定的な財源制度を一体的に整備することが必要であるとの結論に至りました。

これを受け、令和7年第1回白馬村議会定例会において、「白馬村持続可能な観光地経営に関する条例」及び「白馬村宿泊税条例」が可決されました。両条例は、観光地経営の基本的枠組みと財源制度を連動させた制度として位置付けられています。

2 条例の内容と制度設計

(1) 白馬村持続可能な観光地経営に関する条例

白馬村持続可能な観光地経営に関する条例（以下「観光地経営条例」という。）は、白馬村における観光地経営の基本理念、推進体制及び財源の基本的な考え方を定める条例です。

観光地経営条例では、「次世代に誇れる持続可能な世界水準の観光地の実現」を基本理念として掲げ、①観光による地域の活性化、②観光による地域の魅力向上、③村民の平穏な生活との調和、の3つの視点を柱としています。

また、観光地経営を総合的かつ計画的に推進するため、「白馬村観光地経営ビジョン」を策定し、このビジョンに基づき具体的な施策を実施する仕組みを定めています。

さらに、観光地経営条例では村の附属機関として「白馬村観光地経営会議」を位置付け、観光地経営ビジョンの策定や施策の評価、財源の使途などについて審議する体制を整備しています。加えて、村、観光事業者、観光関連団体、村民及び来訪者それぞれの役割を明確化し、観光地経営を地域全体で支える仕組みとしている点も特徴です。

(2) 白馬村宿泊税条例

白馬村宿泊税条例（以下「宿泊税条例」という。）は、宿泊行為に対する課税を行うため、税目、課税客体、課税標準、税率及び賦課徴収の方法等について必要な事項を定めるものです（図表1）。宿泊税は、観光施策の安定的な財源を確保するために導入する法定外目的税として制度設計されています。

(3) 両条例の関係性

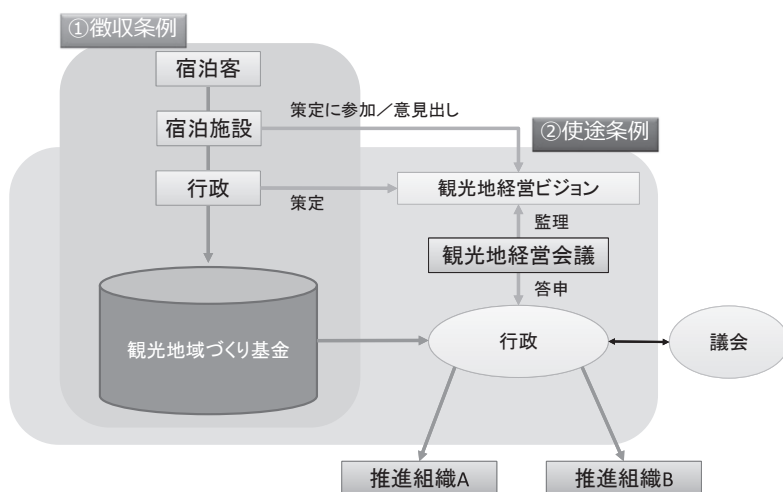
本制度の特徴は、観光地経営の理念と財源制度を相互に連動する仕組みとして設計している点にあります。観光地経営条例は観光政策の理念や政策体系、推進体制を定める基本条例として機能し、宿泊税条例はその施策を支える財源を確保する制度として位置付けられます。

すなわち、観光地経営ビジョンに基づいて実施される施策に対し、その主要な財源として宿泊税を充当する構造となっています。また、宿泊税の使途については観光地経営会議で審議する仕組みを設け、施策の方向性と財源の使途を一体的に検討できる制度としています。

図表1 白馬村宿泊税条例の概要

項 目	内 容
1.名称	白馬村宿泊税
2.課税方式	法定外目的税
3.課税客体	宿泊行為
4.納税義務者	白馬村内に所在する次の宿泊施設の宿泊者 ・旅館業法に規定する旅館、ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅
5.特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者
6.1.特別徴収義務者報償金	期限内申告納入額の2.5%（制度開始5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%を加算） 最大3.5%
6.2.特別徴収事務補助金	税の制度や活用事業、村の観光施策に関する宿泊者への説明を含めた特別徴収事務に要する経費の一部を補助することを目的に、期限内申告納入額の2.5%に相当する額を交付
7.税率・税額（県宿泊税を含む）	1人1泊の宿泊料金の区分に応じた額（令和11年6月1日から） 6,000円以上20,000円未満 300円（県税150円、村税150円） 20,000円以上50,000円未満 500円（県税150円、村税350円） 50,000円以上100,000円未満 1,000円（県税150円、村税850円） 100,000円以上 2,000円（県税150円、村税1,850円） ただし、制度開始3年間（令和8年6月1日から令和11年5月31日まで）は次の額 6,000円以上20,000円未満 200円（県税100円、村税100円） 20,000円以上50,000円未満 400円（県税100円、村税300円） 50,000円以上100,000円未満 900円（県税100円、村税800円） 100,000円以上 1,900円（県税100円、村税1,800円）
8.免税点	1人1泊6,000円未満の宿泊料金（素泊まり・税抜き）の場合は徴収しない
9.課税免除	・学校の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 ・保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 ・地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクールが主催する行事として宿泊する場合 ※いずれも学校・施設の長の証明が必要
10.想定税収	年2.5億円程度（ただし、制度開始3年間は2.1億円程度）
11.使途	白馬村持続可能な観光地経営に関する条例第12条に規定する宿泊税使途の基本方針に基づき、白馬村観光地経営会議で審議
12.罰則規定	特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪、帳簿の記載義務違反等に関する罪、納税管理人に係る不申告に関する過料
13.制度開始（課税開始）日	令和8年6月1日

図表2 自律的な観光地ガバナンスをデザインする「徴収条例」と「使途条例」



この制度設計は、近年議論されている「徴収条例」と「使途条例」を組み合わせた観光財源制度の考え方とも整合するものとなっています。宿泊税条例は観光財源を確保するための「徴収条例」として位置付けられる一方、観光地経営条例は観光政策の方向性や財源の使途、意思決定プロセスを定める「使途条例」としての役割を担っています。

観光地における税制度は、単に新たな財源

を確保することを目的とするものではなく、その使途や意思決定の仕組みを含めた制度として設計されることで、地域の合意形成や政策の継続性を高めることが重要とされています。本村では、観光地経営ビジョンの策定、観光地経営会議による使途の審議、基金による財源管理といった仕組みを条例により制度化しています。

このように、理念・政策体系を定める使途条例と、財源を確保する徴収条例を組み合わせることで、観光地が自らの意思で観光政策を推進していく「自律的な観光地ガバナンス」の構築を目指している点が、本村の制度設計の特徴です（図表2）。

3 これまでの取組

制度の検討過程では、観光事業者や関係団体との意見交換を重ね、制度内容や税の使途について慎重な議論を行ってきました。また、村民に対しても広報紙等を通じて検討状況を周知し、観光と生活の調和という観点から制度の趣旨について理解の醸成を図ってきました。

図表3 白馬村観光地経営ビジョンの目標像と基本戦略

目標像		地域住民が誇る、オールシーズン型マウンテンリゾート・コミュニティ
基本戦略	基本戦略1 住民の暮らしの豊かさにもつながる観光振興	1-1 ストレスフリーな二次交通整備と環境負荷の低い移動手段の促進 1-2 白馬村ならではの特微的な教育の実施 1-3 巻き込み型の文化資源の活用と保全 1-4 住民向けの情報発信と住民向け優遇策の充実（インナーキャンペーンの実施） 1-5 来訪者・住民の双方を守る災害・防犯対策
	基本戦略2 白馬村の魅力を損なわないための適切な開発	2-1 適切な開発 2-2 白馬ルール（仮）の策定と運用（事業者・住民・観光客と共に） 2-3 科学的な観光地経営の元となる統計整備とモニタリング手法開発
	基本戦略3 白馬村における観光産業の構造改革	3-1 多様な季節・エリアの魅力づくりによる開花期対策の強化 3-2 観光産業事業者・従事者の労働環境・居住環境・教育環境の整備 3-3 ハード・ソフトの付加価値の向上（既存施設への再投資） 3-4 収益性を高めるための仕組みづくりと、利便性・生産性向上を実現するためのDXの推進
	基本戦略4 世界に通用する白馬の魅力＝HAKUBAローカルの磨き上げ	4-1 HAKUBAローカルの発信とそれらをじっくり楽しむコンテンツの開発 4-2 白馬村の自然環境を後世に引き継ぐための環境対策 4-3 多様な来訪者の受け入れ環境整備 4-4 ターゲットとの関係構築を意識した戦略的なプロモーション 4-5 観光財源の効果的な活用とガバナンス構築 4-6 ビジョンを実現するための観光推進体制の強化と観光推進組織の改革

した。

令和7年度には、地方税法に基づく法定外目的税の手続として、宿泊税の新設について総務大臣の同意を得て、令和8年6月1日の

課税開始に向けた準備を進めています。

また、観光地経営会議において「白馬村観光地経営ビジョン」の策定に取り組み、公表しました（図表3）。本ビジョンは、日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）に準拠し、自然環境の保全と地域経済の活性化、村民生活との調和を図ることを基本的な考え方として整理したものです。同時に、宿泊税の使途となる主要施策を示したものでもあります。

4 今後の展望

宿泊税は観光地経営を支える重要な財源となる一方で、宿泊事業者や来訪者の理解を得ながら制度を運用していくことが不可欠です。そのため、税の使途や事業成果について分かりやすく情報発信し、制度運用の透明性を確保していくことが重要であると考えています。

また、観光地としての魅力向上とともに、自然環境の保全や住民生活との調和を図ることも重要な課題です。今後は観光地経営ビジョンに基づき、行政、観光事業者、地域住民等が連携しながら持続可能な観光地づくりを推進していきます。

白馬村では、両条例を基盤として、世界水準の山岳リゾートとしての価値を次世代へ継

承するとともに、村民と来訪者の双方にとって魅力ある観光地の実現を目指していきます。

最後に、宿泊税は観光振興を支える財源の一つではあるものの、そのみで持続可能な観光地経営を実現するものではありません。受益者負担の観点を踏まえつつ、観光の恩恵を受ける多様な主体に広く負担を求める観光財源の在り方について、引き続き検討していくことが重要です。

具体的には、宿泊税の税額の在り方や定率制の導入の可能性、さらには宿泊税では充当が困難な費用に対応するための負担金制度の検討など、より多角的な観点から制度の充実に図っていく必要があります。今後も、持続可能な観光地経営を支える財源の在り方について、不断の見直しを行っていくことが重要です。

